

公益財団法人 あいである  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人あいである（以下「当法人」という。）の定款第14条（評議員に対する報酬等）及び第30条（役員に対する報酬等）の規程に基づき、当法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号の掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 使用人兼務理事とは、役員のうち、当法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員及び評議員には、賞与は支給しないものとする。
- 3 役員及び評議員の退職にあたっては、退職慰労金は支給しないものとする。
- 4 使用人兼務理事に報酬等を支給するときには、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与とを区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬として支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員のうち常勤理事及び使用人兼務理事には、各年度の報酬等の総額が250万円(税込み)の範囲において、理事会で承認を得た額を報酬として支給することができる。

- 2 常勤役員のうち常勤監事には、各年度の報酬等総額が50万円(税込み)の

範囲において、評議員会で承認を得た額を報酬として支給することができる。

- 3 非常勤役員には、各年度の報酬等の総額が100万円（税込み）の範囲内において、理事会又は評議員会に出席した場合に一人1回あたり2万円（税込み）を報酬として支給することができる。
- 4 評議員には、定款第14条に定める総額の範囲において、評議員会又は理事会に出席した場合に一人1回あたり2万円（税込み）を報酬として支給することができる。

（報酬等の支給日）

- 第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、報酬の支給日が休日にあたる時は、その日前の最も近い休日でない日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬及び理事会、評議員会に出席した交通費は、当該月分の報酬額等をまとめて毎月一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

- 第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、この請求があった日から遅滞なく支払うものとする。
- 2 理事会及び評議員会に出席した非常勤役員及び評議員の交通費はその実費を支給する。
  - 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当（一ヶ月定期代）を支給することができる。

（改廃）

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

- 第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が評議員の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

2 制定 2016年4月1日  
改定 2016年12月16日